

一般社団法人 ドローン普及協会 規約

(名 称)

第1条 本協会は、一般社団法人ドローン普及協会と称し、英語での表記は (Drone Diffusion Association (DDA) とする。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、新潟県新潟市に置く。

(目 的)

第3条 本協会は、国内における小型無人航空機（以下、「ドローン」という）の利活用を促進するため、人材の育成と安全運航に関する啓蒙活動をはじめとする各種活動を通じて、ドローンの発展と普及に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 ドローン普及協会は以下に挙げる活動を行う。

- (1) ドローンに関する指導、教育及び普及事業
- (2) ドローンに関する教材の製作及び販売事業
- (3) ドローンの操縦能力及び教育養成機関に関する認定資格事業
- (4) ドローン競技会、交流会その他イベント等の企画及び運営事業
- (5) ドローンに関する及びドローンを利用した広告事業
- (6) ドローン製品、その付属品及びドローン関連商品等の販売、改良及び修理業
- (7) ドローンに関する他の団体との連携及び交流事業
- (8) ドローンの飛行場の管理運営
- (9) ドローンの利活用及び技術開発に関する調査研究及びビジネスマッチング
- (10) ドローンに関する情報提供及び教育機関との連携
- (11) 損害保険及び傷害保険等代理業
- (12) 前各号に附帯及び関連する一切の事業

(本協会の構成員)

第5条 本協会は、本協会の目的に賛同する個人、法人及び団体であって、次条の規定により本協会の会員となった者をもって構成する。

(会員の種別)

第6条 会員は、正会員・交流会員・賛助会員・公共会員の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員は、本協会の目的に賛同し、主体的に活動に参加する個人、法人及び団体で、理事

会において入会を承認された者とする。

- (2) 交流会員は、本協会の目的に賛同し、その活動に参加する個人で、理事会において入会を承認された者とする。
- (3) 賛助会員は、本協会の目的に賛同し、その活動を賛助する個人、法人及び団体で、理事会において入会を承認された者とする。
- (4) 公共会員は、本協会の目的に賛同する官庁、教育機関に関わる個人、法人及び団体で、理事会において入会を承認された者とする。公共会員は、本協会と連携をし、ドローンに関わる研究開発、及び操作技術習得をする。

(入 会)

第7条 本協会へ入会しようとする者は、所定の申込書を理事会に提出し、理事会の承認を得るものとする。

(要 件)

第8条 本協会の会員になろうとするものは、次の要件を満たす者とする。

- (1) ドローンの安全な運航を第一の目的として、その知識及び操縦技術の獲得を目指す者
- (2) 本協会の趣旨に賛同し、各事業の活動に積極的に参加しうる者
- (3) 本規約第10条に定める入会金及び会費を納入する者
- (4) 過去において、反社会的な活動に参加したこと無い者
- (5) その他加入において問題がないと理事会で認めた者

(資 格)

第9条 本協会の会員の活動への参加資格については、以下の通りに区分する。

- (1) 正会員は、本協会の社員となる資格を有し、本協会が実施する「無人航空機操縦者認定プログラム」をはじめ、全ての活動に参加することができる。
 - (2) 交流会員は、本協会が実施する交流会に参加する際に参加費の減額を受けることができる。また、その他本協会の理事会により定められた活動に参加することができる。
 - (3) 賛助会員は、本協会が実施する交流会に参加する際に参加費の減額を受けることができる。また、広報その他本協会の理事会により定められた活動に参加することができる。
 - (4) 公共会員は、本協会の全ての活動に協力及び参画することができる。
2. 法人及び団体正会員は、一事業年度に一度のみ、本協会主催の「無人航空機操縦者認定プログラム」において講習会費の減額を受けることができる。
 3. 無人航空機操縦者認定プログラムや交流会等の活動への参加費については、会員の区分に応じて、別途定める。
 4. 本協会の会員は、本協会と協同して交流会を開催することができる。開催する場合は、別に定める開催要項に従って行うものとする。

(会 費)

第10条 会員は、以下に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

正会員

| | | |
|-------|-------------|-------------|
| 個人 | 入会金：10,000円 | 年会費：10,000円 |
| 団体・法人 | 入会金：50,000円 | 年会費：50,000円 |

交流会員

| | | |
|----|--------|------------|
| 個人 | 入会金：なし | 年会費：3,000円 |
|----|--------|------------|

賛助会員

| | | |
|-------|--------|-------------|
| 個人 | 入会金：なし | 年会費：5,000円 |
| 団体・法人 | 入会金：なし | 年会費：10,000円 |

公共会員

| | | |
|-------|--------|------------|
| 個人 | 入会金：なし | 年会費：2,000円 |
| 団体・法人 | 入会金：なし | 年会費：3,000円 |

(会員の資格喪失)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) その他理事会がやむをえないと認めたとき。

(退 会)

第12条 会員は、いつでも理事会へ退会届けを提出して退会することができる。

(除 名)

第13条 当協会は、定款に定めるところにより、会員を除名することができる。定款第12条第1項第3号に定める正当な事由とは、主に次に定める事由をいう。

- (1) 本協会が目的とするドローンの安全運航に反し、著しく社会的影響を与えた者
- (2) 反社会的な行為が認められたとき
- (3) 著しく公序良俗に反する行為が認められたとき
- (4) その他本協会が目的とする活動に著しく支障をきたす行為が行われたとき

2. 会員が除名となった際も、既納の入会金及び年会費は返還しない。

(役 員)

第14条 本協会には理事会、監事、顧問及び事務局を設置する。

(会員総会)

第 15 条 会員総会は、正会員をもって構成し、年に 1 回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。

2. 会員総会の開催に関する事項は、定款に定めるところによる。
3. 会員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 会員総会の議長は、理事長がこれを務める。但し、理事長が遂行できない場合は、定款に基づき議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(理事会)

第 17 条 理事会の構成員は、正会員から選出され、定款に定められた業務を行う。理事長を始めとした理事の選出は、定款の定めるところによる。

(事業年度)

第 18 条 本協会の事業年度は、1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

(事業報告、及び決算報告)

第 19 条 理事長は会員総会において、毎年度事業終了後 3 ヶ月以内に事業報告、及び決算報告を行わなければならない。

(事務局)

第 20 条 本協会の事務を処理するための事務局を置く。

(変更)

第 21 条 本規約の改定は、理事会の決議がなければ変更することができない。

附則

この規約は、平成 29 年 3 月 1 日より施行する。